

かいらん

広報しもだ（お知らせ版）

令和3年
9月号

●発行 下田市役所企画課 ●電話 0558 - 22 - 2212 ●発行日 令和3年9月17日

(Instagram)
市公式Instagram を開設しました。
市の魅力的な風景や住んでいるからこそわかる
スポットの画像を発信していきます。



下田市



下田市
ロケーション
サービス

下田市メール配信サービス ご利用ください



同報無線（広報しもだ）の放送内容や休日当番医、災害（新型コロナ、風水害）情報や観光情報など、皆さまのお手元にホットな情報をお届けします。

問合せ先 企画課秘書広報係 ☎22212

マイナポイント事業が
12月まで延長になりました！

令和3年12月末までに、マイナポイントのお申込みをした上で、キャッシュレス決済サービスをご利用（買い物・チャージ等）いただくと、ご利用額の25%分（上限5000円）の「マイナポイント」を取得することができます。対象は、令和3年4月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方です。

マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーを接続したパソコンをお持ちの方は、マイナポイントの申込みを、ご自宅から手続できます。

ご自宅からの申込みが困難な場合は、市役所に来庁いただき、庁内のパソコンにて、職員がお手伝いしながら、申込みすることも可能です。

問合せ先
マイナポイントについて
総務課情報推進係

☎23921

マイナンバーカードについて
市民保健課市民係

☎22215
(窓口②)

掲載内容

2 ページ

行事カレンダー（9月17日～10月16日）、子ども医療費助成制度

3 ページ

市長と語る会を開催します、10月18日（月）～24日（日）は行政相談週間です、近くて便利な年金相談

4 ページ

幼稚園・保育所（園）・認定こども園 令和4年4月新規入園・入所のご案内

5 ページ

Jアラート（全国瞬時警報システム）の試験放送を実施します、水道管漏水調査のお知らせ、歯周疾患無料検診のお知らせ、ごみの野焼きは禁止されています！

6 ページ

10月・11月のリサイクル分別収集予定表

下田市行事カレンダー（9月17日～10月16日）

各課 問合せ先	健：市民保健課健康づくり係 ☎22217 国：市民保健課国保年金係 ☎3922
	市：市民保健課市民係 ☎22215 観：観光交流課 ☎363913
	産：産業振興課 ☎23914 防：防災安全課 ☎364145
	福：福祉事務所 ☎22216 企：企画課 ☎22212
	図：市立図書館 ☎20352 学：学校教育課 ☎233929
	生：生涯学習課 ☎235055 選：選挙管理委員会 ☎22211

この情報は9月17日現在のもので、今後変更される場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
9月の納税 納期は9月30日（木）					17	18
国民健康保険税 5期 介護保険料 3期 後期高齢者医療保険料 2期 「納税は便利な口座振替で」「口座振替は残高確認を！」						
19	20 敬老の日	21 秋の全国交通安全運動街頭指導 防	22	23 秋分の日	24	25
26	27	28	29 市民相談 市	30 3歳児健診 健	1 広報10月号発行 企	2
3	4	5	6	7 年金相談 国	8	9
10	11	12 2歳児健診 健 2歳児半健診	13 市民相談 市 法律相談	14	15	16

子ども医療費助成制度



子どもが病気やけがなどで医療機関を受診した際にかかる医療費を助成しています。

対象者

下田市に住民登録があり、健康保険に加入している高校生までの子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）

※健康保険に加入していない方、生活保護受給世帯の方は対象外です。

助成内容

保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が助成します。

※保険適用外の診療費用については助成対象外です。

利用方法

健康保険証と受給者証を合わせて医療機関・薬局の窓口提出してください（毎回提出が必要です）。

こんなときは申請が必要です
【償還払い（医療費の助成）】

次に該当する場合、受診した日から1年以内に申請をすることで、医療費が助成される場合があります。

- ・県外で診療を受けたとき
- ・健康保険証及び受給者証を持たずに受診したとき
- ・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- ・保険給付に準じて行われる柔道整復師及び鍼灸師の施術を受けたとき
- ・未熟児養育医療等の公費負担医療において徴収された一部負担金を申請するとき
- ・※領収書類等を持参の上、左記申請先で申請してください。

9月は受給者証の更新時期です！

新型コロナウイルス感染症予防のため、受給者証を直接ご自宅に郵送します。

※昨年の10月以降、お子様の保険証が変わっている場合は、新しい保険証を福祉事務所で提出してください。

申請・問合せ先

福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216

市長と語る会を開催します

問合せ先 企画課秘書広報係 ☎22212 FAX 23910 ✉ kikaku@city.shimoda.lg.jp

下田市の現状、これからの下田について、市民の皆さんと市長が直接意見を交換する場を設け、率直にお互いの言葉で語り合う場を作りたいとの思いから「市長と語る会」を開催します。

皆さんの思い描く未来の下田のまちについて一緒に考えていきましょう。

出席者 市長、副市長、教育長ほか

内容 市の現状と将来像を大きく4つの分野【①新型コロナウイルス②ひとづくり③しごとづくり④まちづくり】に分け、市長からの説明、参加者との意見交換

日時・会場・対象地区

◇ 19時～20時30分

月 日	会 場	対象地区
10月 7日 (木)	下田市民文化会館 小ホール	下田地区
10月 8日 (金)	稲梓中学校 体育館	稲梓地区
10月11日 (月)	稲生沢小学校 体育館	稲生沢地区
10月12日 (火)	白浜小学校 体育館	白浜地区
10月13日 (水)	朝日小学校 体育館	朝日地区
10月18日 (月)	下田東中学校 体育館	浜崎地区

◇ 14時～15時30分

月 日	会 場	対象地区
10月16日 (土)	下田市民文化会館 大ホール	市内全地区

※予約は不要ですので直接会場にお越しください。

※お住まいの地区の開催日にご都合が合わない場合は、他の開催日に出席いただけます。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、開催回数を縮小し、広い会場にて開催させていただきます。

また、感染状況により、開催日の変更、中止となる場合がございますので、何卒、御理解、御協力をお願いいたします。

10月18日(月)～24日(日)は
行政相談週間です

雇用、年金、登記、道路など国の仕事やその手続、サービスについて「困っていることがある」「どこに相談してよいか分からない」といったことはありませんか。

住民の皆さまが相談をされる際、身近な窓口になるのが、行政相談委員です。行政相談委員は、総務大臣が委嘱している民間のボランティアです。

定例の相談窓口を開設していますので、お気軽にご相談ください。(秘密厳守・無料・要電話予約)

○定例相談日

日時 毎月第2・第4水曜日
(休日にあたる場合は変更あり)
10時～15時

場所 市役所2階会議室

行政相談委員

- ・村山登美雄委員 (蓮台寺)
- ・大野美知子委員 (大沢)

予約・問合せ先

市民保健課市民係

(窓口②) ☎22215

行政苦情110番

総務省 静岡行政監視行政相談センター

☎0570・090110

近くて便利な年金相談

年金相談では、三島年金事務所の職員が厚生年金、遺族年金の請求や、年金額の照会などの手続を行います。

年金制度や年金請求手続等について相談のある方はぜひご利用ください。

※予約が必要となります。新型コロナウイルスの感染状況により、やむを得ず延期又は中止する場合があります。

～下田市出張年金相談日程表～

10月	11月	12月
7日(木)	11日(木)	2日(木)
1月	2月	3月
6日(木)	3日(木)	3日(木)
相談時間 9時～12時・13時～14時		
※上記の時間帯の中から30分間隔で受付。		
場所 市役所2階大会議室等		

年金相談時に必要なもの

身分証明書・印鑑・年金手帳
その他必要書類については
予約時にお伝えします。

申込・問合せ先

市民保健課国保年金係

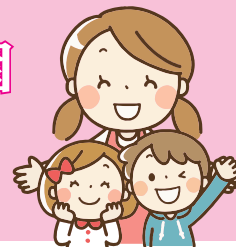
(窓口③) ☎23922

令和4年度

～新規入園・入所希望の方は、説明会に参加してください～

幼稚園・保育所（園）・認定こども園 入園・入所のご案内

問合せ先 学校教育課こども育成係 ☎3929



令和4年4月の入園・入所の受付を下記日程で行います。新規入園・入所を希望される方は日程などをご確認の上、申込手續をお願いします。

申込書は、説明会会場で配布するほか、10月13日（水）以降、教育委員会、各幼稚園・保育所（園）、認定こども園に用意します。在園児の申込書類については、各園からの通知に従い提出してください。

令和4年5月以降入園・入所希望の方は、入園・入所希望月の前月15日までに学校教育課こども育成係までお申し込みください。

対象児童

■幼稚園

下田市に住民登録のある3～5歳児
(H 28.4.2 ～ H 31.4.1 生)

■保育所（園）

下田市に住民登録のある生後7か月～小学校就学前までの保育の必要性がある児童

入園・入所手続の流れ

①入園・入所説明会に出席（申込不要）

入園・入所に必要な手続や保育内容等を説明し、申込書を配布します。

<新型コロナ感染症拡大防止対策のためお願い>

- ・来場2週間前までに37.5度以上の発熱がある場合や、感染症患者（又はその濃厚接触者）と接触した場合は、参加を見合わせてください。
- ・保護者の方は、マスクの着用をお願いします。
- ・保護者の出席は、各家庭1名でお願いします。

②入園・入所申込書の提出

■提出期間

10月29日（金）～11月2日（火）の3日間
※新規入園（入所）のみ申込書にマイナンバーの記載欄があります。申込みの際には、本人確認書類（免許証等）と、世帯全員のマイナンバーカード又は通知カードをご持参ください。

施設名	①入園・入所説明会		②入園・入所申込み	
	期日	時間・会場	期日	時間・会場
下田認定こども園 （敷根 765-19） 通園バスあり（3歳児以上） 1号認定（保育必要性なし）定員 90 人 2・3号認定（保育必要性あり）定員 121 人	10月12日 （火） ※スリッパ・靴袋持参	認定こども園遊戯室 13:30～15:00 ※託児あり	10月29日 （金）	9:00～18:00 中央公民館 2階 大会議室
下田幼稚園 （一丁目 17-2） 1号認定（保育必要性なし）定員 105 人			11月1日 （月）	
下田保育所 （四丁目 5-26） 2・3号認定（保育必要性あり）定員 150 人				
稲生沢こども園 （立野 34） 通園バスあり（年齢による制限なし） 1号認定（保育必要性なし）定員 9 人 2・3号認定（保育必要性あり）定員 111 人	10月7日 （木）	稲生沢こども園ホール 13:30～15:00 ※別室託児あり	11月2日 （火）	
ひかり保育園 （西中 9-4） 通園バスあり（年齢による制限なし） 2・3号認定（保育必要性あり）定員 60 人				

※緊急事態宣言の発令等で中止とする場合は、市ホームページでお知らせしますので、説明会前日までにご確認ください。

Jアラート

(全国瞬時警報システム)の
試験放送を実施します

地震・津波や武力攻撃などの緊急時に、Jアラート(全国瞬時警報システム)から送られてくる国の緊急情報を、同報無線を用いて市民の皆さまへ確実にお知らせするため、国民保護情報の試験放送を実施します。この機会に、市民の皆さまも、短い時間であわてずに身を守る行動について考えてみましょう。

国民保護情報訓練

日時

10月6日(水) 11時頃

問合せ先

防災安全課防災係

(窓口⑩) ☎364145

水道管漏水調査のお知らせ

上下水道課では、9月下旬から12月中旬にかけて**白浜、中、河内、五丁目(折戸)地区**にて水道管の漏水調査を行います。

市より委託を受けた調査会社が、戸別に訪問し、漏水調査を行わせていただきます。また、夜間、道路に埋設され

た水道管の路面音聴調査等を行います。

調査員は市の腕章と身分証明書を持参しております。

調査期間中は皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

問合せ先

上下水道課工務係

☎221200

歯周疾患無料検診のお知らせ



無料で4000円相当の歯科検診が受けられるチャンス! ご家族等に対象の方がいましたら、ぜひお声掛けをお願いします。

対象者

40・50・60・70歳の方(令和4年3月31日現在の年齢)

期間

令和4年2月28日(月)まで

対象歯科医院

賀茂地域指定医療機関(市内歯科医院は全て対象)

※対象の方へ8月中に郵便にて通知しています。

問合せ先

市民保健課健康づくり係

(窓口⑤) ☎22217

「ごみの野焼きは禁止されています!

地面に穴を掘ったり、ブルック積みやドラム缶などを用いて、家庭や事業所から出るごみを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律や静岡県生活環境の保全等に関する条例により、一部を除いて禁止されています。

野焼きは何故いけないの?!

野焼きをすると黒煙や悪臭を発生させ、『煙や臭いが入ってくるので窓が開けられない』『洗濯物に臭いがついてしまつて、やり直さなければならぬ』『布団が干せない』など近隣の方々の生活環境に大きな迷惑をかけることとなります。また、気管支などに病気を抱える方にとつては、より深刻な問題となります。廃棄物焼却施設とは異なり、適切な温度管理や排ガス処理ができないため、燃やすものによってはダイオキシン類を発生させることもありま

す。さらに、付近の枯れ草や建物などへの延焼の危険性も

あり、火災の原因のひとつにもなっています。

周囲にこういった生活環境上の悪影響を与えるため、一部の例外を除き、野焼きは禁止されています。

一部の例外とは?!

- ・国又は地方公共団体が施設管理を行うため必要な焼却
- ・災害予防、災害応急対策、復旧のために必要な焼却(防災訓練など)
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんど焼きなど)
- ・農林業者が作業に伴って行うやむを得ないものとして行う焼却
- ・焚き火など、軽微な焼却

なお、これらの焼却でも近隣の方々に迷惑となつていると判断されるときは、焼却をやめていただくことがあります。また、農林業者だから何でも燃やして良いということではなく、ゴム、プラスチック、油などを含む物の焼却はできません。また、家庭菜園は農業ではありません。

罰則について

野焼きについては、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律に罰則が明記されています。

法律に違反していると判断されたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその両方が科せられることがあります。

皆さまへお願い

以前から少量のごみは燃やしてきたからと自分の都合だけを考えるのではなく、燃えるごみの日に出すなど適切なおみ処理を行ってください。

禁止の例外とされている焼却であっても、特に住宅地に近い田畑で行われる焼却は苦情が多くありますので、刈草等はできる限り堆肥化していただき、また、住宅の近くでは焼却しないようにしてください。やむを得ず焼却を行う場合であっても、天候や風向き、時間帯などに注意し、迷惑を掛けないよう、近所の方々のご理解を得るようになしてください。

問合せ先

環境対策課(清掃センター内)

☎22213

●広報しもだ（お知らせ版） 令和3年9月号

10月・11月のリサイクル分別収集予定表

収集地区	10月	11月
旧町内① 新田・住吉・大和・港・大坂 中央・弥七喜・広岡東	1日（金） 19日（火）	2日（火） 16日（火）
旧町内② 広岡西・岩下	5日（火） 20日（水）	5日（金） 17日（水）
稲生沢① 敷根・東本郷・西本郷・高馬・中一・中二	6日（水） 21日（木）	3日（水） 18日（木）
稲生沢② 立野・蓮台寺・河内・下大沢（集荷場は月後半のみ） 上大沢（石田は月前半のみ）	7日（木） 22日（金）	4日（木） 19日（金）
浜崎地区 柿崎・外浦・須崎	8日（金） 26日（火）	9日（火） 23日（火）
稲梓地区 須原1 月前半：八木山・北の沢橋 月後半：茅原野橋・坂戸井戸の窪 須原2 月前半：伊豆製菓前 月後半：入谷集会所前 宇土金 月前半：宇土金橋 月後半：火ノ見 北湯ヶ野 月前半：立沢橋横 月後半：土屋一宅前 箕作・相玉・荒増・落合・椎原・横川・加増野	13日（水） 27日（水）	10日（水） 24日（水）
朝日地区 吉佐美・大賀茂（桂公会堂は月前半のみ）・田牛	14日（木） 28日（木）	11日（木） 25日（木）
白浜地区 原田・板戸・長田 月前半：サニーステップ 月後半：金指信彦宅前	15日（金） 29日（金）	12日（金） 26日（金）
※リサイクルステーションへの搬出は時間厳守でお願いします（原則午前7時～8時）		

10月・11月の古着類拠点回収日

地区	10月	11月	地区	10月	11月
旧下田地区	6日（水）	17日（水）	稲生沢地区	13日（水）	10日（水）
朝日地区			稲梓地区		
浜崎地区	20日（水）			27日（水）	24日（水）
白浜地区					

※午前7時から11時の間に出してください。カラーコーン（赤色）がおいてあります。
※古着は雨の日でも回収します。ビニール袋の口をしぼって出してください。

10月の下田をきれいにする日は、
10月2日（土）です。
身の回りの身近な美化活動から
お願いいたします。

問合せ先 清掃センター

☎6686